

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	人 642,590	千円 509,639,149	千円 14,014,403	千円 123,249,280	% 24.2	% 21.9

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 13,164	千円 55,759,331	千円 7,416,634	千円 21,313,954	千円 84,489,919	千円 6,418	千円 7,115

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

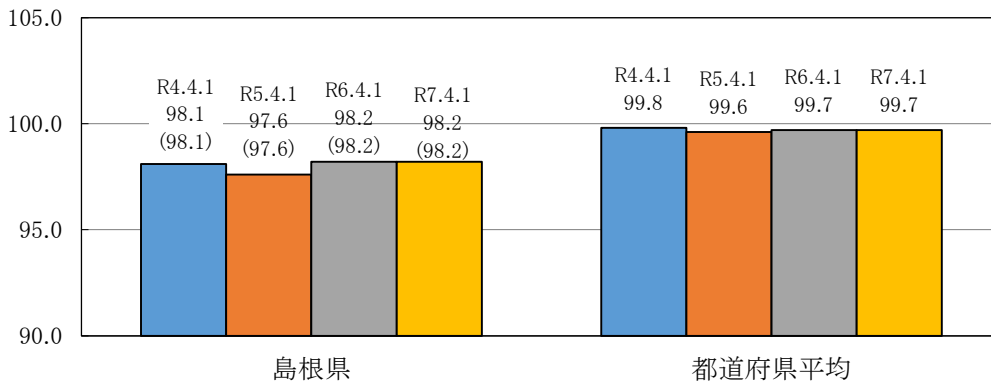
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和5年島根県条例第22号）に基づき、令和9年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

オ 給与改定の状況(令和7年4月1日実施)

(7) 月例給

区分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和7年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 373,679	円 361,773	円 11,906 3.29%	% 3.29	% 3.29	% 3.62

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(4) 特別給

区分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 0.10	月 4.50	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

令和7年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

(4) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施(島根県内は支給なし)。

(4) その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	41.9歳	325,390円	395,981円	352,087円
国	41.9歳	332,237円	－円	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

(4) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.7歳	390,390円	439,258円
都道府県平均	44.6歳	378,535円	442,107円

(7) 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.2歳	367,175円	410,217円
都道府県平均	41.6歳	366,616円	424,360円

(5) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.6歳	341,727円	446,957円	370,871円
国	41.7歳	339,095円	－円	399,794円
都道府県平均	39.4歳	345,913円	494,513円	397,690円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		島根県	国
一般行政職	大学卒	220,983円	220,000円
	高校卒	188,840円	188,000円
高等学校教育職	大学卒	247,400円	－
小・中学校教育職	大学卒	247,400円	－
警察職	大学卒	256,642円	255,200円
	高校卒	222,188円	216,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,509円	357,771円	383,679円	404,348円
	高校卒	250,695円	304,481円	348,326円	376,433円

高等学校教育職	大学卒	338,081円	401,714円	428,869円	440,458円
小・中学校教育職	大学卒	339,454円	396,070円	412,383円	429,464円
警察職	大学卒	303,837円	387,282円	409,708円	421,341円
	高校卒	290,122円	343,877円	400,666円	413,626円

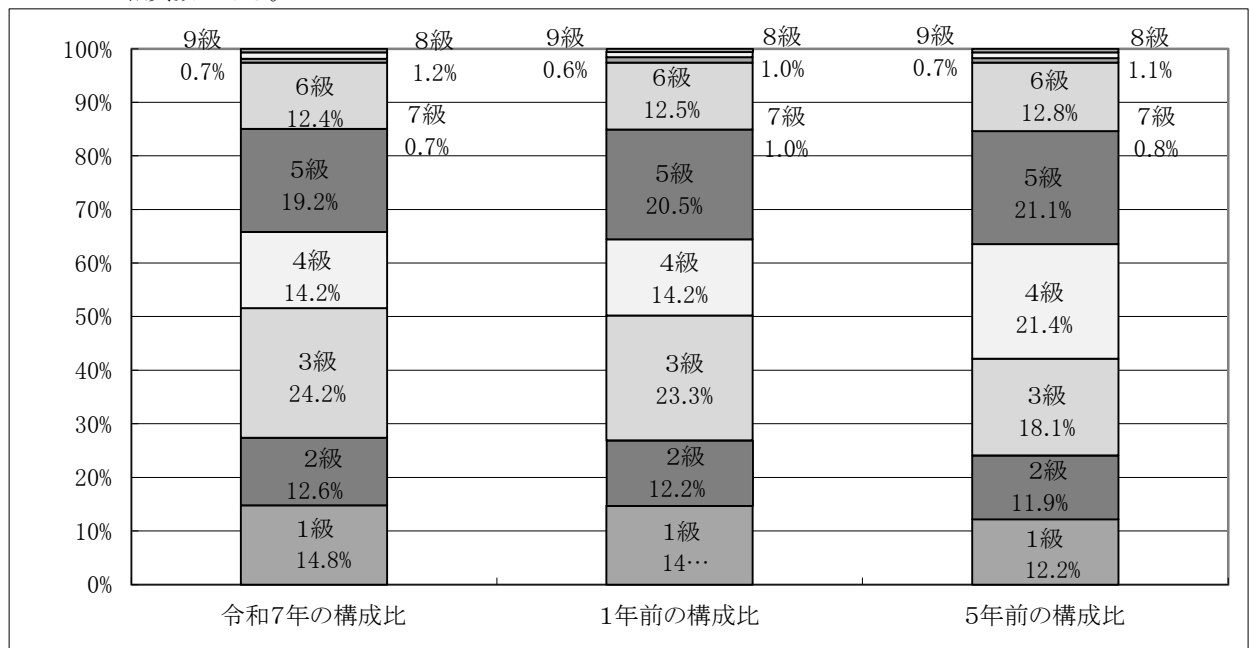
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

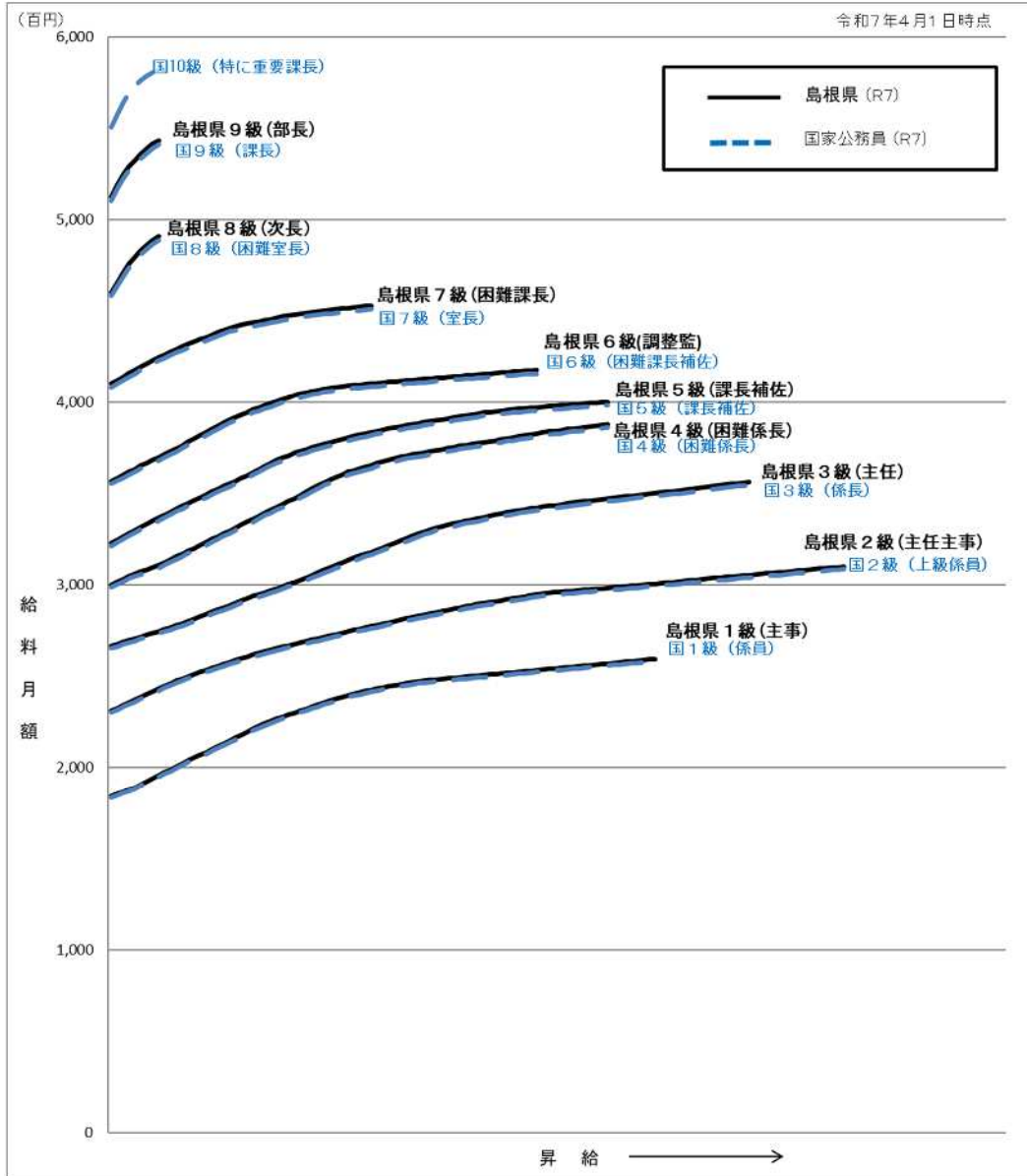
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	537人	14.8%	184,320円	259,253円
2級	主任主事、主任技師	458人	12.6%	231,028円	309,878円
3級	係長、主任	878人	24.2%	266,485円	356,285円
4級	係長、主幹	516人	14.2%	300,135円	387,825円
5級	課長補佐	698人	19.2%	322,736円	399,979円
6級	課長	449人	12.4%	356,787円	417,558円
7級	課長	27人	0.7%	410,125円	452,915円
8級	次長	43人	1.2%	460,348円	490,683円
9級	部長	25人	0.7%	512,480円	543,317円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（島根県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,618千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.25)月分 勤勉手当 2.00月分 (1.05)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（島根県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

島 根 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 1,969千円 21,941千円	

（注）1 「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度）		59,561千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）		773,519円	
支給対象地域・職種	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	23人	20%
大阪府大阪市	16%	10人	16%
埼玉県さいたま市	14%	1人	14%
愛知県名古屋市	14%	2人	14%
広島県広島市	9%	9人	9%
石川県金沢市	3%	1人	3%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,188人	0%
医師・歯科医師	16%	23人	16%
平均支給割合		16.0%	16.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.2 (98.2)

（注） 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度）		510,710千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）		68,820円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		53.5%
手当の種類（手当数）		64
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		交通捜査取締手当
		教育業務連絡指導手当
		死体取扱手当
		捜査特別手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		死体取扱手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	2,467,218千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	452千円
支給実績（令和5年度）	2,431,799千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	442千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 1,323,514	円 247,988
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 804,268	円 280,135
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 1,137,808	円 113,849
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 246,948	円 445,754
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 83,892	円 1,613,317
管理職手	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額		国：俸給の	千円	円

当	支給額 41,600円～130,300円		特別調整額 として支給	927,128	665,084
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額 (特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	千円 172,019	円 487,307
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 91,588	円 199,975
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 319,971	円 410,746
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 34,986	円 156,887
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給 支給額 定時制(夜間) 給料月額×3.5% (教頭は2.5%) 通信制(日曜日) 給料月額×2% (教頭は1.5%)			千円 7,671	円 116,230
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額×5%			千円 17,713	円 84,347
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 支給額 職務の級及び号給に応じて8,000円を超えない額			千円 420,161	円 64,920
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 201,619	円 89,808
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たり	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出	千円 66,044	円 47,651

	の給与額×25/100		方法が異なる。		
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 334,100	円 188,438
管理職員 特別勤務 手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	千円 6,327	円 24,812
農林漁業 普及手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 30,360	円 213,804
災害派遣 手当	災害応急対策又は災害復旧等のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき）3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃 災害等派 遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき）3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
特定新型 インフル エンザ等 対策派遣 手当	特定新型インフルエンザ等対策の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき）3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事		1,152,000円（1,280,000円）
	副 知 事		920,000円（1,000,000円）
報 酬	議 長		970,000円
	副 議 長		850,000円
	議 員		790,000円
期 末 手 当	知 事		（令和6年度支給割合）
	副 知 事		3.40月分
	議 長		（令和6年度支給割合）
	副 議 長 議 員		3.40月分

退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	128万円×在職月数×0.494	3,035.14万円	任期毎
	備考	100万円×在職月数×0.349	1,675.20万円	任期毎
	備考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

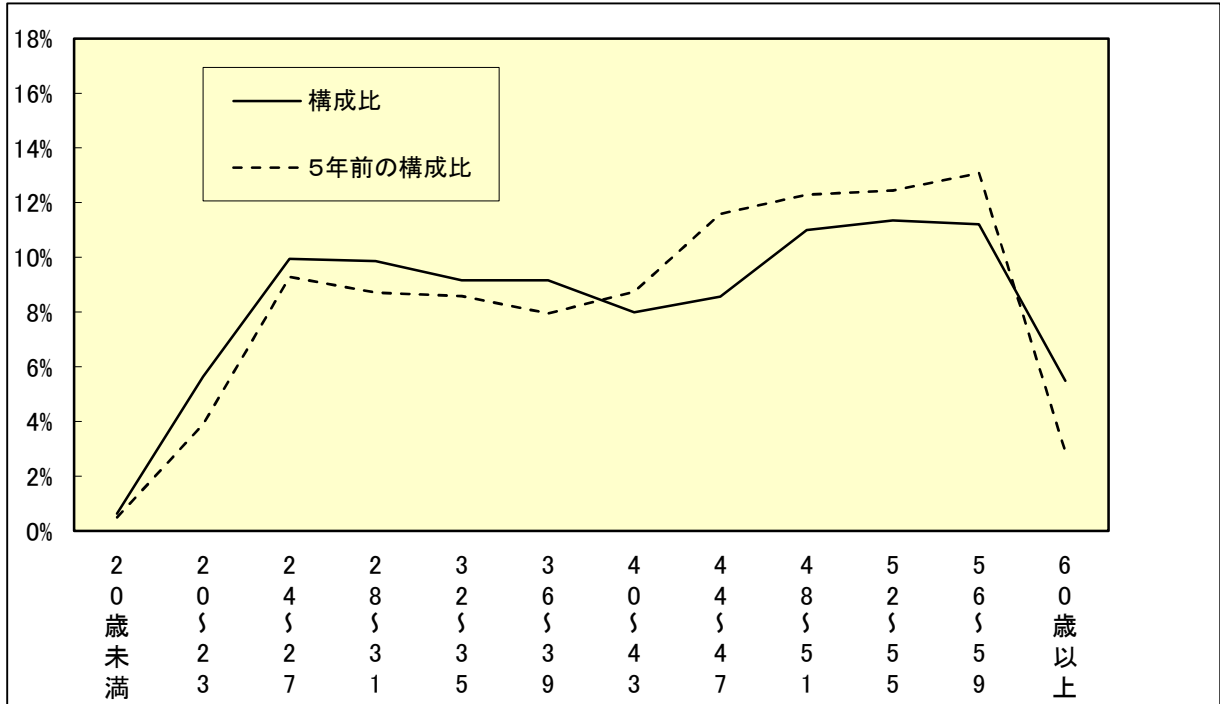
部門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和6年	令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	20	21	▲ 1	国スポ対応強化による増 児童相談所の体制強化による増 災害対応業務終了による減	
		総 務	583	575	8		
		税 務	106	104	2		
		民 生	260	255	5		
		衛 生	464	466	▲ 2		
		労 働	53	52	1		
		農林水産	885	889	▲ 4		
		商 工	184	186	▲ 2		
	土 木	784	789	▲ 5			
		計	3,339	3,337	2	(参考：人口10万当たり職員数 519.62人)	
	教育部門	7,376	7,430	▲ 54	学校統廃合や生徒数減に伴う減		
	警察部門	1,808	1,797	11			
	小 計	12,523	12,564	▲ 41	(参考：人口10万当たり職員数 1,948.83人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	1,264	1,238	26	リハビリの充実等による増		
	水 道	26	26	0			
	下水道	20	19	1			
	その他	76	76	0			
	小 計	1,386	1,359	27			
合 計		13,909	13,923	▲ 14	(参考：人口10万当たり職員数 2,164.52人)		
		[15,550]	[15,530]	[20]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 臨時職員(教育部門)は含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	89人	784人	1,383人	1,372人	1,274人	1,274人	1,112人	1,191人	1,529人	1,579人	1,559人	763人	13,909人

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,270	3,307	3,350	3,383	3,337	3,339	69 (2.1%)
教育	7,450	7,528	7,506	7,456	7,430	7,376	▲ 74 (▲1.0%)
警察	1,832	1,820	1,813	1,799	1,797	1,808	▲ 24 (▲1.3%)
普通会計 計	12,552	12,655	12,669	12,638	12,564	12,523	▲ 29 (▲0.2%)
公営企業会計 計	1,266	1,265	1,286	1,309	1,359	1,386	120 (9.5%)
総合計	13,818	13,920	13,955	13,947	13,923	13,909	91 (0.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 臨時職員（教育部門）は含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(f) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6 年度	千円 1,984,455	千円 184,990	千円 164,893	% 8.3	% 9.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,191千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 21	千円 85,959	千円 16,489	千円 34,646	千円 137,094	千円 6,528	千円 7,099

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年
前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	42.4歳	330,132円	501,053円
団体平均	44.3歳	368,401円	590,688円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)				島 根 県			
1人当たり平均支給額（令和6年度）				1人当たり平均支給額（令和6年度）			
1,499千円				1,618千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40月分		2.00月分		2.40月分		2.00月分	
(1.25)月分		(1.05)月分		(1.25)月分		(1.05)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20%		役職加算		5～20%	
管理職加算		15～25%		管理職加算		15～25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和7年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 24,259千円			1人当たり平均支給額		
			1,969千円		21,941千円

(注) 1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度から令和6年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度）	630千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	39,375円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	76.2%
手当の種類（手当数）	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	5,582千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	279千円
支給実績（令和5年度）	6,534千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	311千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）

扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 2,038	円 226,415
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 1,091	円 218,200
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 3,462	円 164,860
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 450	円 225,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,461	円 730,400
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 892	円 89,191
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 893	円 127,585
宿日直手当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	千円 10	円 100,000

(7) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和6 年度	千円 237,442	千円 ▲22,914	千円 26,576	% 11.2	% 16.2

区分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円 6,609
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 4	千円 13,845	千円 2,970	千円 4,874	千円 21,689	千円 5,422	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	32.6歳	279,920円	429,545円
団体平均	45.1歳	352,214円	549,834円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（工業用水道事業）			島 根 県		
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,218千円			1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,618千円		
（令和6年度支給割合）			（令和6年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40月分	2.00月分		2.40月分	2.00月分	
(1.25)月分	(1.05)月分		(1.25)月分	(1.05)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和7年4月1日現在）

島 根 県（企業局職員）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 24,259千円			1人当たり平均支給額 1,969千円 21,941千円		

(注) 1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度から令和6年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の

平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度）	318千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	79,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	677千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	169千円
支給実績（令和5年度）	1,379千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	345千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあっては、3,500円とし、同給料表9級職員にあっては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 318	円 318,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円	異なる	支給対象となる家賃の	実績なし	実績なし

	家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円		下限額と手当上限額が異なる。		
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 $2,100円 \sim 42,600円$ 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 392	円 130,800
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額 $\times 1/2 +$ その月の給料及び扶養手当の月額 $\times 1/2$ ） $\times 4\% \sim 16\%$	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 $\times 2\% \sim 6\%$	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数 \times 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135/100$	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 516	円 128,890
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給	異なる	勤務1時間当たりの給	千円 430	円 215,021

	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100		与額の算出方法が異なる。		
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(イ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和6 年度	千円 2,763,409	千円 1,574,042	千円 519,446	% 18.8	% 21.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 62	千円 251,276	千円 53,391	千円 99,678	千円 404,345	千円 6,522	千円 6,972

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	43.9歳	347,943円	525,873円
団体平均	46.1歳	367,766円	579,434円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（電気事業）	島根県																								
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,582千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,618千円																								
（令和6年度支給割合） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.40月分</td> <td style="text-align: center;">2.00月分</td> <td style="text-align: center;">2.40月分</td> <td style="text-align: center;">2.00月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.25)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.05)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.25)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.05)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分	(1.25)月分	(1.05)月分	(1.25)月分	(1.05)月分	（令和6年度支給割合） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.40月分</td> <td style="text-align: center;">2.00月分</td> <td style="text-align: center;">2.40月分</td> <td style="text-align: center;">2.00月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.25)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.05)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.25)月分</td> <td style="text-align: center;">(1.05)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分	(1.25)月分	(1.05)月分	(1.25)月分	(1.05)月分
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																						
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分																						
(1.25)月分	(1.05)月分	(1.25)月分	(1.05)月分																						
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																						
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分																						
(1.25)月分	(1.05)月分	(1.25)月分	(1.05)月分																						
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%																								

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和7年4月1日現在）

島根県（企業局職員）	島根県
（支給率） 自己都合 勤勉・定年	（支給率） 自己都合 勤勉・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
1人当たり平均支給額 24,259千円	1人当たり平均支給額 1,969千円 21,941千円

（注）1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度から令和6年度までの間に勤勉又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勤勉・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度）	1,206千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	34,457円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	56.5%
手当の種類（手当数）	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	14,108千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	288千円
支給実績（令和5年度）	17,334千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	340千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 7,556	円 228,955
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 2,500	円 312,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 7,113	円 134,209
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離	異なる	加算額が異なる（国：	千円 2,760	円 460,000

	が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）		距離により8,000円～70,000円）。		
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,801	円 780,120
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,581	円 83,216
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,329	円 57,782
宿直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円）	同じ	—	千円 40	円 6,667

平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円				
--------------------------------------------------------	--	--	--	--

(㊦) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和6 年度	千円 1,063,077	千円 ▲657,159	千円 43,487	% 4.1	% 14.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費52,007千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 7	千円 27,423	千円 4,764	千円 11,300	千円 43,487	千円 6,212	千円 6,687

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び年
前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	41.8歳	345,024円	530,676円
団体平均	45.7歳	356,716円	556,084円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（宅地造成事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,614千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,618千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 2.00月分 (1.05)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 2.00月分 (1.05)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,259千円			1人当たり平均支給額		
			1,969千円 21,941千円		

(注) 1 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和4年度から令和6年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給総額 (令和6年度)	61千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)	20,333円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	42.9%
手当の種類 (手当数)	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度)	1,383千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)	277千円
支給実績 (令和5年度)	374千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)	374千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)

扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 618	円 206,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	千円 282	円 282,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 1,075	円 153,629
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,297	円 648,600
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	千円 48	円 24,000

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(i) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和6 年度	千円 25,349,845	千円 ▲1,865,231	千円 11,532,512	% 45.5	% 43.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)都道府県平均 1人あたり給与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
令和6 年度	人 1,153	千円 4,706,463	千円 3,136,158	千円 1,339,732	千円 9,182,353	千円 7,964	千円 8,001

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県（医師）	44.3歳	578,827円	1,417,066円
島根県（看護師）	37.2歳	327,329円	507,077円
島根県（事務職員）	34.7歳	289,633円	409,505円
団体平均（医師）	42.2歳	581,154円	1,481,949円
団体平均（看護師）	41.0歳	320,672円	534,224円
団体平均（事務職員）	45.7歳	335,022円	548,970円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)		島 根 県	
1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,518千円		1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,618千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.25)月分 勤勉手当 2.00月分 (1.05)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.25)月分 勤勉手当 2.00月分 (1.05)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和7年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		1,338千円			21,705千円
					1,969千円
					21,941千円

（注）1 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度）		160,663千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度）		923,348円	
支給対象地域・職種	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	16%	166人	0%
県内全市町村	0%	1,045人	0%

(d) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度）	386,093千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	351,954円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	87.9%
手当の種類（手当数）	12
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 災害応急業務等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	924,543千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	774千円
支給実績（令和5年度）	840,998千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	730千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制	国の制度と	支給実績	支給職員1
-----	----------	-----	-------	------	-------

		度との 異同	異なる内容	(令和6年度)	人当たり平 均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 122,483	円 256,778
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 123,673	円 278,543
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 57,477	円 65,240
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 2,378	円 475,600
初任給調 整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 592,458	円 3,634,709
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額	千円 45,385	円 872,792

			として支給		
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%	同じ	—	千円 135	円 135,433
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	千円 51	円 50,786
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 16,049	円 67,433
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 91,316	円 117,979
宿日直手当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	千円 44,634	円 277,230
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	千円 156	円 52,000

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和6	千円	千円	千円	%	%

年度	4,412,769	60,759	103,619	2.3	2.4
----	-----------	--------	---------	-----	-----

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費58,835千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 19	千円 73,768	千円 13,134	千円 37,010	千円 123,912	千円 6,522	千円 7,007

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	47.9歳	349,029円	546,284円
団体平均	44.6歳	374,475円	574,862円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (下 水 道 事 業)			島 根 県		
1人当たり平均支給額 (令和6年度)			1人当たり平均支給額 (令和6年度)		
1,492千円			1,618千円		
(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	2.00 月分		2.40 月分	2.00 月分	
(1.25)月分	(1.05)月分		(1.25)月分	(1.05)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5~20%		役職加算	5~20%	
管理職加算	15~25%		管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

島 根 県 (下 水 道 事 業)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 19,541千円			1人当たり平均支給額		
			1,969千円 21,941千円		

(注) 1 「島根県(下水道事業)」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した下水道事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給総額(令和6年度)	11千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度)	1,375円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	42.1%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度)	5,756千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度)	339千円
支給実績(令和5年度)	7,578千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	446千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度)
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円	円
	子			2,222	222,200
	父母等				
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算			5,000円	
	ただし、配偶者の支給額は、行政職給料表8級及び9級職員は支給しない。また、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあっては、3,500円とし、同給料表9級職員にあっては、支給しない(行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。)				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	異なる	支給対象となる家賃の	千円 324	円 324,000

	家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1 / 2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円		下限額と手当上限額が異なる。		
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 $2,100円 \sim 42,600円$ 自動四輪車以外の場合は半額 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件が異なる。	千円 1,944	円 114,374
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～416,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額 $\times 1 / 2 +$ その月の給料及び扶養手当の月額 $\times 1 / 2$ ） $\times 4\% \sim 16\%$	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 $\times 2\% \sim 6\%$	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数 \times 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 44	円 10,933
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給	異なる	勤務1時間当たりの給	千円 4	円 4,333

	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100		与額の算出方法が異なる。		
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 9	円 8,800
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和6年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国、他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	48	24	4	1	0	13	0	6
教育職員	8	7	2	1	1	1	1	1
警察職員	7	6	0	0	0	3	2	1
計	63	37	6	2	1	17	3	8

- (注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員
- 2 「島根県以外に再就職した者」は、令和7年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者
- 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第22条の4又は同法改正法附則第4条・第6条の規定により再度任用された者
- 4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者
- 5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者
- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員